



# 鳥取県公報

平成18年7月11日(火)  
第7803号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	平成18年鳥取県山間集落实態調査要綱 (497) (地域自立戦略課) ..... 1
	結核予防法による医療機関の指定 (498) (倉吉保健所) ..... 2
	結核予防法による医療機関の指定 (499) (米子保健所) ..... 2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (500) (〃) ..... 2
	保安林の指定の解除予定 (501) (森林保全課) ..... 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (502) (治山砂防課) ..... 3
<b>教委告示</b>	定例教育委員会の招集 (9) (教育総務課) ..... 4
<b>公 告</b>	警備業法に基づく検定の実施 (警察本部生活安全企画課) ..... 4
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) ..... 5
<b>調達公告</b>	制限付一般競争入札の実施 (経営支援課) ..... 6
	一般競争入札の実施 (生産振興課) ..... 8

## 告 示

### 鳥取県告示第497号

鳥取県統計調査条例 (昭和25年鳥取県条例第7号) の規定に基づき、平成18年鳥取県山間集落实態調査要綱を次のとおり定めたので、同条例第2条の規定により告示する。

平成18年7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 調査の目的

この調査は、過疎化・高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握することを目的とする。

#### 2 調査事項

調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 世帯員の状況
- (2) 生活の範囲
- (3) 世帯の収入先
- (4) 居住環境
- (5) 日常生活等の状況

(6) 災害対策等の状況

3 調査対象の範囲

鳥取県内の山間集落のうち、谷地の最上流に位置する集落の全世帯

4 調査期日

平成18年8月1日(火)を調査期日として実施する。

5 調査の時期及び調査票の提出期限

(1) 調査票の配布

平成18年7月中旬

(2) 調査票の提出期限

平成18年9月29日(金)

6 調査の方法

この調査は、次の調査方法により実施する。

(1) 鳥取県又は市町村職員による調査票配布及び回収

(2) 世帯主又は世帯を代表する者による調査票自計申告

7 結果の公表方法

この調査の結果については、平成18年鳥取県山間集落实態調査報告書を作成し、公表する。

**鳥取県告示第498号**

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年7月11日

鳥取県倉吉保健所長 平 賀 瑞 雄

名 称	所 在 地	指定年月日
久米の郷 さくら診療所	倉吉市福光225	平成18年7月10日

**鳥取県告示第499号**

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年7月11日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名 称	所 在 地	指定年月日
つばさ薬局	米子市上福原五丁目5 40	平成18年7月1日

**鳥取県告示第500号**

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年7月11日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
渡部整形外科医院	境港市上道町1990	平成18年6月26日
脇田産婦人科医院	米子市中町123 - 5	平成18年6月28日
有限会社むらかみ薬局	米子市上福原五丁目5 - 40	平成18年6月30日

**鳥取県告示第501号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市関金町山口字良源寺1945の25から1945の27まで、関金町関金宿字上割2398の9、2400の4
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため

**鳥取県告示第502号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成18年7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 名称  
大袋地区急傾斜地崩壊危険区域
- 区域  
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
米子市大袋字辨財天355	1号
米子市大袋字寺山通385 - 1	2号
米子市大袋字寺山通390	3号
米子市大袋字寺山通390	4号
米子市大袋字寺山通390	5号
米子市大袋字寺山通388 - 1	6号
米子市大袋字辨財天343	7号

米子市大袋字辨財天343

8号

米子市大袋字辨財天344

9号

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第9号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成18年7月11日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成18年7月13日(木) 午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 鳥取県教育審議会への諮問について(鳥取県における今後の特別支援教育のあり方について)
  - (2) その他

## 公 告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年  
国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成18年7月11日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
貴重品運搬警備業務 2級
- 2 実施日時  
平成18年10月7日(土) 午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所  
広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員  
5名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に

関すること。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成18年8月10日(木)から同月16日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の日の午前8時30分から午後5時30分まで

8 検定申請書の提出先等

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し))

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを証する書面(所定の様式によること。)

(3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会と共同で実施する。

(2) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(3) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成18年7月11日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成18年 8 月 2 日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
		平成18年 8 月28日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟 2 階執行部控室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 7 月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

- (1) 調達案件及び数量
- ア 農業近代化資金等電算処理システム開発業務（詳細設計、プログラム開発、テスト） 一式
- イ データ移行業務 一式
- ウ システム導入・設定業務（ネットワークの設定を含む。） 一式
- エ 研修、教育業務 一式
- オ ソフトウェアの調達 一式
- (2) 調達案件の仕様
- 入札説明書による。
- (3) 履行期間

契約締結の日から平成19年3月23日(金)まで

(4) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部経営支援課 他

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(7)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鳥取県内に本店、支店その他の営業所(以下「営業所」という。)を有する事業者であること。

ただし、営業所において、1の(1)のアからウまでの業務に当たる技術者が1名以上勤務するものであること。

(3) 入札書の提出日までの間に、平成18年鳥取県告示第162号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

(4) 1の(1)に示した調達案件を1の(3)の履行期間内に履行することができる者であること。

(5) 平成18年7月11日(火)から同年8月1日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(6) 平成18年7月11日(火)から同年8月1日(火)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(7) 平成15年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注したWebアプリケーションによるシステム開発業務契約を履行した実績を有すること。

3 契約担当部局

鳥取県農林水産部経営支援課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部経営支援課金融係

電話 0857-26-7260

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年7月11日(火)から同月21日(金)までの日(ただし、鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、同期間内に(1)の問合せ先に書面によりその旨を申し出ること。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年8月1日(火)午後2時

鳥取県庁第1会議室(鳥取県庁本庁舎地階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年7月24日(月)午後3時まで持参しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113号に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

##### (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (3) 契約書作成の要否

要

##### (4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とする。

##### (5) 手続における交渉の有無

無

##### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

## (1) 件名及び数量

埋設農薬無害化処理に係る業務委託 一式

分 類		主な成分	性状	予定数量	荷 姿
産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）	汚泥（土壌）	BHC、DDT、アルドリ	泥状	約150,224キログラム	ケミカルドラム缶 200リットル約572本
	がれき類	リン、ディルドリン、エンド	固形状	約8,341キログラム	ケミカルドラム缶 200リットル約54本
	木くず	リン、パラチオン、EPN、	固形状	約1,615キログラム	ケミカルドラム缶 200リットル約17本
	金属くず	総水銀、砒素、鉛	固形状	約484キログラム	ケミカルドラム缶 200リットル約5本
	廃プラスチック		固形状	約1,021キログラム	ケミカルドラム缶 200リットル約11本
計				約161,685キログラム	

## (2) 業務内容

本件業務は、県の事業場から排出される残留性有機汚染物質を含む埋設農薬（以下「埋設農薬」という。）の収集・運搬及び無害化処理を行うものである。なお、業務に当たっては、ドラム缶の保管に伴う仮囲いの撤去及びパレットの搬出（以下「付帯業務」という。）も合わせて行うものとする。この公告に記載された内容についての詳細な事務手続等については、入札説明書を参照すること。

## (3) 調達案件の仕様（付帯業務に係るものに限る。）

入札説明書のとおり

## (4) 埋設農薬の排出場所

八頭郡八頭町宮谷 鳥取いなば農業協同組合郡家町支店

## (5) 履行期間

契約締結の日から平成19年3月10日まで

## (6) 入札方法

収集・運搬業務（付帯業務を含む。）に係る合計金額及び無害化処理業務に係る(1)に掲げるそれぞれの分類ごとの埋設農薬1キログラム当たりの単価を入札書に記載すること。この場合において、収集・運搬業務を業務提携をしている者（以下「提携業者」という。）を通じて行おうとする場合は、当該提携業者が収集・運搬業務に係る入札書を作成することとし、複数の提携業者が収集・運搬業務に携わる場合は、それぞれの者が入札書を作成すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（収集・運搬業務に係る金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、本件業務委託のうち無害化処理業務に係る契約は、単価の設定を契約の主目的とするものであり、本件数量についてはあくまで予定であるので留意すること。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。(収集・運搬業務を提携業者を通じて行おうとする場合は、当該提携業者もこの要件を満たすこと。)
- (2) 法第14条第6項の許可(1の(1)に掲げる分類及び成分の産業廃棄物を取り扱うことができるものに限る。)を受けている者であること。
- (3) 法第14条第1項の許可(1の(1)の分類及び成分の産業廃棄物を取り扱うことができるものに限る。)を受けている者又は当該許可を受けている提携業者に収集・運搬業務を依頼できる者であること。  
なお、この一般競争入札に参加する者(収集・運搬業務を提携業者を通じて行おうとする場合は、県内における収集・運搬業務を担当する者に限る。)であって、当該許可(鳥取県知事の許可に限る。)を受けていないものは、当該許可に係る申請書類を平成18年7月31日(月)午後5時までに鳥取県東部総合事務所生活環境局環境・循環推進課、中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課、西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課又は日野総合事務所福祉保健局保健衛生課に提出すること。
- (4) 本件業務を実施するに当たり、収集・運搬業務及び無害化処理業務に関し、平成16年10月12日付環産廃発第041012002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知(POP s 農農薬の処理に関する技術的留意事項について。以下「技術的留意事項」という。)において示された方法に基づき、適正に処理を行うことができる者であること。
- (5) 履行期間内に、技術的留意事項において定められた残さの処理が完了できる者であること。
- (6) 平成18年鳥取県告示第162号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の廃棄物処理に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年7月31日(月)午後5時までに鳥取県総務部庶務集中局物品調達室に提出すること。

- (7) 平成18年7月11日(火)から同年8月21日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。(収集・運搬業務を提携業者を通じて行おうとする場合は、当該提携業者もこの要件を満たすこと。)

## 3 契約担当部局

鳥取県農林水産部生産振興課

## 4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部生産振興課振興調整担当

電話 0857 - 26 - 7281 (直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年7月11日(火)から7月31日(月)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、同期間内に(1)の問合せ先に書面によりその旨を申し出ること。

また、この公告の内容及び事務手続に関し疑義がある場合は、(1)の問合せ先に説明を求めることができる。

- (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書

便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年8月21日（月）午前10時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月18日（金）午後5時までとする。）

鳥取県庁本庁舎4階 農林水産部会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書に、2の(2)から(6)までの資格を有することを証明する書類その他のものを添えて、4の(1)の場所に平成18年7月31日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、収集・運搬業務を提携業者を通じて行おうとする場合は、提携業者に係る2の(3)、(4)及び(6)の資格を有することを証明する書類その他のものを併せて提出すること。

なお、入札参加資格の確認結果は、平成18年8月8日（火）までに通知する。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として収集・運搬業務については入札金額、無害化処理業務については入札金額に基づき予定数量に応じて算出した金額のそれぞれ100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合は、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として収集・運搬業務については契約金額、無害化処理業務については契約金額に基づき予定数量に応じて算出した金額のそれぞれ100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、調達手続特例規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約締結時期等

落札者の無害化処理業務に係る施設が所在する地方公共団体が、他県の産業廃棄物の受入れに関し事前協議、事前届出その他の制度を設けている場合は、それらの手続が完了し、受入れが可能となった日以後の日

付で契約を締結する。ただし、落札者の無害化処理業務に係る施設が所在する地方公共団体が、本件業務に係る埋設農薬の受入れを拒否し、本件業務の履行が不可能となったときは、契約の締結を中止する。この場合において、本件業務を再度入札に付するときは、当該落札者及び当該受入れを拒否した地方公共団体に無害化処理業務に係る施設が所在する者の入札参加は認めない。

(4) 契約書作成の要否

要（収集・運搬業務を提携業者を通じて行おうとする場合は、収集・運搬業務に係る契約書は、当該提携業者と締結する。）

(5) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、収集・運搬業務（付帯業務を含む。）に係る入札金額及び無害化処理業務に係る入札金額に基づき予定数量に応じて算出した金額の合算額の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Disposal of underground agricultural chemicals, 1 set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 :00 PM 31, July, 2006

(3) Date and time for tender submission : 10:00 AM 21, August, 2006

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 :00 PM 18, August, 2006

(4) Please contact:

Agriculture and Forestry Marine Products Division, Production Promotion Section, Tottori Prefectural Government

1 - 220 Higashimachi, Tottori - shi, Tottori 680 - 8570 Japan

TEL 0857 - 26 - 7281